



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 河原 春郎
 (コード番号6632 東証第一部)
 問合せ先 取締役副社長 兼 CFO 尾高 宏
 (TEL 045-444-5232)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第 7 条を削除するとともに、現行定款第 8 条以降の条数を各 1 条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第 8 条ないし第 10 条について株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものです。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては、平成 22 年 1 月 5 日までの時限の扱いであるため、株券喪失登録簿事務に関する経過的な措置を定める附則を設けるものです。

さらに、当事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして、所要の変更をするものです。

このほか、株式取扱規定(現行定款第 11 条)、取締役会規定(現行定款第 24 条)および監査役会規定(現行定款第 31 条)の各規定の名称を「規程」と変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 <u>次の事業を営むこと、並びに</u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第12条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第25条～第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>第32条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第31条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p style="text-align: center;">(株券喪失登録簿)</p> <p>第38条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(附則の削除)</p> <p>第39条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

3. 日程

平成 21 年 6 月 24 日(予定)
平成 21 年 6 月 24 日(予定)

定款変更のための株主総会開催日(第1回定時株主総会)
定款変更の効力発生日

以 上